

# 学校施設利用時の感染防止策 チェックリスト(利用者向け)

## 利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事(利用当日に確認を行う。)
  - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること(集合時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。)
  - ※運動スポーツ中のマスクの着用は利用者の判断で使用してください。マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができずに人体に影響を及ぼす可能性があります。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- 他の利用者、学校関係者等とは十分な距離(できるだけ2m以上)を確保すること。  
(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- 感染防止のために学校長及び教育委員会が決めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校長及び教育委員会に対して、速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。
- 利用者の氏名及び連絡先を把握し、名簿を作成すること(2週間程度保管)。
  - ※感染者のクラスターが発生した場合、追跡を可能とするためご協力ください。
- ごみは利用者自身で持ち帰ること。
- 施設利用後は、清掃を行うとともに、多数の利用者が触れた場所(机、ドアの取っ手、蛇口など)は消毒を行うこと(消毒液等は利用者自身が用意すること。)

## 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
  - 運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)
    - (※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
  - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること。
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- タオルの共用はしないこと。
- スポーツ用具は、可能な限り持参することとし、複数の利用者が共有しない工夫をするとともに、学校のスポーツ用具(ボール、卓球台、バレーボールの支柱など)を使用した場合には消毒を行うこと。
- 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等は、むやみに捨てないこと。